

令和7年度事業拡大等促進事業
「SAGA DX リーダーズ」業務委託仕様書

第1 事業の目的

本県では、「デジタルを佐賀のビジネスの常識に」を目標に、2018年に開設した全国初のDX推進ハブ「佐賀県産業スマート化センター」を核に、企業訪問や伴走支援を組み合わせた県内企業のデジタル利活用の推進や毎年100～200名規模でのプログラミングやノーコード、SaaSなどを使いこなすDX人材の育成、創業・副業支援といった「企業支援」と「人材育成」の両面からアプローチしてきた。

この結果、様々な業種・業態で取組事例が顕在化し、それらが周囲への刺激や気づきとなって自律的な取組へとつながりつつあることは一定の成果である。だが、現時点ではその多くがデジタル技術を活用した合理化・効率化を中心としたものに留まっており、「事業そのものを変革し競争上の優位性を確立する」といった目線でのチャレンジはまだ少数である。

このため、今以上の県内産業のDXの促進・深化を行うとともに、自社の技術・サービスを使って（又は活用して）、何ができるかを考えるとといった企業の事業の拡大等を促すこととする。

第2 業務内容

事業の目的達成に向け、次の1～5に掲げる業務及び企画提案競技時の提案書の内容に取組むこと。

事業の実施に当たっては、契約締結後に公益財団法人佐賀県産業振興機構さが産業ミライ創造ベース（以下「RYO-FU BASE」という。）と本事業受託者においてキックオフミーティングを実施し、事業の方向性や内容について協議を行い、認識を合わせた上、事業を開始することとする。

1 セミナーやイベント等の開催

セミナーやイベント等の内容は、次の（1）から（6）に掲げる要件を満たし、必要数のアイデアを創出すること。

また、参加者の募集方法については、受託者の任意とする。

なお、迷惑行為等によりセミナーやイベント等の開催に支障があると認められる参加希望者については、RYO-FU BASEとの協議の上、参加を拒むことができる。

（1）セミナーやイベント等の開催目的

企業の課題解決のヒントとなるテーマを取り上げ、参加者が自社の課題解決案をセミナーやイベント等の中で作成することを目指す。さらに、参加者が事業拡大等に着手するために必要なノウハウやマインドセット等を学び、実際にアイデアを創出することを目的とする。

なお、業務効率化・競争力強化のための最新技術の導入や、参加者の利便性向上を考慮すると、テーマにはデジタル（生成AIを含む。）を活用するものとする。

（2）参加対象者

- ・ 県内企業の経営者
- ・ 経営の重要な決定に参画する者
- ・ その他（ただし、経営者が指定した者に限る。）

（3）セミナーやイベント等の開催方法

県内に所在するいずれかの会場でのオフライン開催、WEB 会議システムを用いたオンライン開催など、参加者にとって最適な開催方法で実施すること。

（4）セミナーやイベント等の実施回数

委託事業実施期間中に7回以上

（5）セミナーやイベント等開催後のフォローアップ

セミナーやイベント等に参加した者からの質問等には、随時対応すること。

（6）参加者相互のネットワーキング

オンラインも含めた交流の場や機会を設けるとともに、テキストチャットなどを用いた日常的なコミュニケーションのための仕掛けや仕組みを設けること。

2 事業計画の策定支援

上記1にて創出されたアイデアのうち、実際に各社でプロジェクト化するまでに必要な支援（共通の思いや課題を抱えている参加者と、専門家や学生、異業種の経営者、DX経験者等参加者以外の外部とが協力し、事業の拡大等に関するブラッシュアップに取り組むこと。）を行い、今後の事業拡大に関する事業計画（行動指針書または企画書、これらに類するものを含む。）をプロジェクト参加者につき1件以上作成すること。

3 各種広報

本事業について、WEB サイト（ドメインを取得すること。）を作成し、次の（1）から（5）に掲げる内容を掲載した上、広報を行うこと。

また、必要に応じてWEB サイト以外の広報媒体（SNS やチラシ等）の作成や関係先への訪問などにより、効果的な広報を行い、県内企業へ本事業を周知すること。

なお、WEB サイトを作成・編集した場合は、事前に RYO-FU BASE と内容を協議の上、公開すること。

- （1） 本事業の目的
- （2） セミナーやイベント等の内容及び申込みフォーム
- （3） 「4 取組記事の作成」にある事例
- （4） 本事業の問合せ先
- （5） その他受託者において必要と判断した事項

4 取組記事の作成

セミナーやイベント等の参加者の取組内容を県内企業が認知するため、効果的な広報物を作成し、WEB サイト等に掲載すること。広報物を掲載するに当たっては、次の（1）から（3）の要件を満たすこと。

なお、掲載に当たっては、事前に RYO-FU BASE と内容を協議の上、公開すること。

- （1） 掲載する広報物の内容
 - ・ セミナーやイベント等の活動紹介
 - ・ セミナーやイベント等へ参加者した者の感想
（以下は、該当者がいる場合のみ）
 - ・ プロジェクト化したアイデアにかかる参加者へのインタビュー
- （2） 掲載する広報物の種類
 - ・ 記事
 - ・ 動画
- （3） 広報物の掲載回数
委託事業実施期間中に10回以上

5 事業間連携

佐賀県や公益財団法人佐賀県産業振興機構が取組む RYO-FU BASE 関係事業との連携を図るとともに、これらに関わる各種の施設や機関、団体等との連携を強化し、必要に応じて相乗効果を生み出すこと。

第3 事業の実施にかかる留意事項

1 守秘義務について

- ・ 受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。
- ・ 受託者は、配置する職員に対して、守秘義務や個人情報保護法（平成15年法律第57号）等を遵守させるとともに、事業の目的もしくは内容を逸脱した行為を行わ

ないよう適切な業務管理を行うこと。

2 セミナーやイベント等の実施について

参加者のとりまとめ、講師との調整やセミナーやイベント等の運営に必要な業務、備品・消耗品等の調達、運営スタッフの派遣、会場の運営及び撤去、当日の開催記録等については、すべて受託者の責任において行うこと。

第4 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書をデータで提供するものとする。

第5 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで。

第6 その他

1 本事業に関する事務は、受託者が行う。

2 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、RYO-FU BASEに帰属するものとし、RYO-FU BASEは、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者はRYO-FU BASEに対して著作人格者権を行使しないものとする。

3 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。

4 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれをRYO-FU BASEに報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

5 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめRYO-FU BASEに対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。

6 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

7 本仕様書に記載のない事項については、RYO-FU BASEと受託者で協議し、決定する。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、RYO-FU BASEの職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。

8 訪問先との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。

9 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたときRYO-FU BASEが判断した場合には、RYO-FU BASEの指示を仰ぎながら事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。

なお、具体的な内容については、受託者とRYO-FU BASEの協議によることとする。